
令和6年 壱岐市議会定例会 5月第2回会議録(第1日)

議事日程(第1号)

令和6年5月27日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	7番 山川 忠久 8番 植村 圭司
日程第2	審議期間の決定	1日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	報告第2号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市長、市民部長 説明、 質疑あり、報告済
日程第5	報告第3号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明、質疑あり、 報告済
日程第6	議案第31号 壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総務部長 説明、質疑あり、 委員会付託省略、討論あり、 可決
日程第7	議案第32号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	保健環境部長 説明、 質疑あり、委員会付託省略、 討論あり、可決
日程第8	議案第33号 損害賠償の額の決定について	総務部長 説明、質疑あり、 委員会付託省略、討論なし、 可決
日程第9	同意第4号 壱岐市固定資産評価員の選任について	市長 説明、質疑あり、 委員会付託省略、討論なし、 同意

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(15名)

1番 松本 順子君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 山内 豊君	6番 中原 正博君
7番 山川 忠久君	8番 植村 圭司君

9番 清水 修君
10番 土谷 勇二君
12番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君
16番 小金丸益明君

欠席議員（1名）

11番 音嶋 正吾君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 村田 靖君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	平田 英貴君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	吉田 博之君
保健環境部部长	草合 正吉君	農林水産部部长	松嶋 要次君
建設部部长	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので、御了承ください。

今期定例会から、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施します。議場での服装につきましては、上着・ネクタイの着用は各位の判断に任せておりますので、よろしく願いいたします。

音嶋議員から欠席の届出があっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和6年竜崎市議会定例会5月第2回会議を開きます。

会議に入る前に職員紹介の申し出がっておりますので、これを許します。中上副市長。

○副市長（中上 良二君） 皆様、おはようございます。それでは、私のほうから、5月3日付人事異動に伴いまして、異動した職員並びに今回から議会へ出席する職員について紹介をさせていただきます。

まず、総務部長の平田英貴でございます。

○総務部部長（平田 英貴君） 平田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副市長（中上 良二君） 建設部長の平本善広でございます。

○建設部部長（平本 善広君） 平本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副市長（中上 良二君） 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

5月第2回会議の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定により、7番、山川忠久議員、8番、植村圭司議員を指名します。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。5月第2回会議の審議期間につきましては、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、5月第2回会議の審議期間は、本日1日と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、タブレットに配信のとおりでございます。

ここで、篠原一生市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 皆様、おはようございます。令和6年竜崎市議会定例会5月第2回会議の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

5月下旬となり、暑い日が続いておりますが、議員各位、また市民皆様におかれましては、御

健勝にてお過ごしのことと存じます。

初めに、去る4月22日、福岡市において、元寇ゆかりのネットワーク発足式が開催され、本市も加入自治体として出席してまいりました。本ネットワークは、松浦市の発案の下、令和6年が1度目の元寇である文永の役から750年となることを機に、元寇で活躍した武士にゆかりのある自治体が連携して、それぞれの地域における歴史等を結びつけて、さらに広く国内外へPRしていくという共通認識の下、地域活性化に取り組んでいくというものでございます。

今後、松浦市、対馬市及び福岡市との連携事業であるスタンプラリーの実施をはじめ元寇カードの制作、一支国博物館での特別企画展の実施等により、本市の歴史文化・魅力等の発信に取り組むこととしております。

次に、去る4月25日、フランスのクルーズ客船ル・ジャック・カルティエ号が勝本港沖に入港し、乗船客132人が来島されました。勝本浦朝市の散策をはじめ、バスツアーで壱岐を大いに満喫されたところでございます。今後も関係団体と連携を図りながら、満足度の高いツアーとなるよう、大型客船の誘致に取り組んでまいります。

次に、来る6月9日にツール・ド・壱岐の島2024を開催いたします。昨年度、サイクルフェスティバルからツール・ド・壱岐の島に大会名称を一新し、北は宮城県から南は沖縄県まで、全国各地から488名にエントリーをいただいているところでございます。各種団体等と綿密に連携を取りながら、万全の準備を進めておりますので、市民皆様には一部交通規制等により御不便をおかけすることとなりますが、ボランティア支援や沿道での応援など、温かいおもてなしについて御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日提出しております案件は、条例の専決処分の報告2件、条例の一部改正に係る案件2件、損害賠償の額の決定に係る案件1件でございます。何卒慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会に際しての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

日程第4. 報告第2号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第4、報告第2号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告についてを議題とします。

本件についての報告を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 本日、上程の議案等については、担当部長より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） おはようございます。報告第2号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第1号、専決処分書でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されたことに伴い、壱岐市税条例において所要の改正を行う必要があるため、令和6年3月31日をもって専決処分したものであります。

1ページを御覧ください。壱岐市税条例の一部を改正する条例であります。改正文につきましては、記載のとおりでございます。

また、議案資料1、改正条例新旧対照表の1ページから13ページに記載しておりますので、御参照願います。

主な内容でございますが、新旧対照表の2ページから3ページの附則第7条の5の追加について、令和6年度税制改正においては、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税が行われることになり、このための措置を受け、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る規定の新設をするものでございます。

次に3ページ、附則第7条の6においては、令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例の新設、5ページ、附則第7条の7においては、令和6年度分の公的年金等に係る所得に関する個人の市民税に関する特例の新設、11ページ、附則第7条の8においては、令和7年度分の個人の市民税の特例税額控除の新設となっております。

次に、12ページの附則第10条の2の改正においては、再生可能エネルギー発電設備における課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備において、わがまち特例の割合の改正及び項ずれによる改正であります。

次に、13ページの附則第10条の3の改正においては、認定長期優良住宅に係る特例の新設とそれに伴う項ずれによる改正であります。

最後に、15ページの附則第11条からの改正においては、固定資産税の土地に係る特例措置の期間の延長によるものであります。

その他につきましては、法律改正による字句や引用条項等の整備をするものでございます。

改正文の12ページに戻りますが、施行期日につきましては、附則第1条のとおり、令和6年4月1日でございます。

附則第2条は、改正後の壱岐市税条例の規定中、固定資産税に関して必要な経過措置を定めるものでございます。

以上、報告第2号の説明を終わります。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 報告第2号について質問させていただきます。

まず1点は、先ほど説明がありましたように、定額減税の実施が迫っているわけですが、今後、市民がこの定額減税の実施に向けて、納税決定通知書等を郵送で受けるというわけですが、市民への郵送の手立とか、周知とか、そのあたりの実施スケジュール等をもう少し詳しくお願いしたいということです。

それからもう1つは、定額減税が行われるわけですが、今回対象にならない方、以前に住民所得税非課税の方とか、均等割非課税の方とかいて、もう既に7万円、10万円給付を受けている方がいらっしゃる。その人は対象外になると思うんですが、それ以外で対象外になる人が存在するのではないかと。そういうことでありますので、そのあたりはどのような人で、どのくらいの納税者の中で何パーセントぐらいというふうに市は把握しているのかということをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。吉田市民部部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 4番、山口議員の定額減税はどのようになるのかという、まず1つ目の御質問についてお答えいたします。

御承知のとおり、前年度合計所得金額が1,805万円以下の所得割の納税義務者に係る個人住民税の所得割額から控除することになっております。これにつきましては、減税方法につきましては、徴収種別ごとに申し上げる必要があるかと思っております。

まず、住民税が給与天引きにより徴収される特別徴収の場合は、令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の年税額を令和6年7月から令和7年5月分の11か月で徴収するという方法になっております。

次に、御質問のところにありました納付書や口座振替等にありますが普通徴収の場合でございます。壱岐市は令和4年度から4期徴収を実施していますが、まず第1期分から控除し、控除しきれない場合は第2期分以降の税額から順次控除していきます。

最後に、公的年金から天引きする特別徴収におきましては、令和6年10月分の税額から控除

し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の税額から順次控除するというのを伺っております。

先ほど通知等はどうなるのかという質問がっておりますけれども、納付書につきましては6月14日をめどに通知を行いたいと思っております。加えて特別減税になります給与からの特別徴収につきましては、決定通知書を5月に発送している状況でございます。周知につきましては、次に植村市議のほうからも質問がありますので、併せて御答弁したいと考えております。

次に、2つ目の御質問であります。定額減税の対象にならない人はどのような人であるかということで何%ぐらいかということでございます。御質問のとおり、非課税世帯につきましては対象になりません。そのほかに、今説明をしました合計所得金額が1,805万円を超える人、まずこれは対象になりません。この方につきましては、まだ所得が確定をしておりますけれども、把握としては、壱岐市民の0.1%ということを見込んでおります。

加えまして、非課税世帯につきましては約53%程度が既に給付等々を受けられたと思っております。ただし今回の仕組みにつきましては、議員も御承知かもしれませんが、所得の基準が前年度と今年度と変わってきます。そのために、世帯構成等々が変わった場合に、どちらも受けられない、あるいは両方受けるという場合が生じてくるということは、これは国についても承知されていることであります。ただし、その把握につきましては、確定しないとわからないということで、数名おられるか、もしかゼロというふうには考えておりますが、この分については、現時点では答えられないということで、御承知をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 定額減税の実施スケジュール、混乱なきよう周知徹底しながら実施していただきたいということです。

それから2番目の質問ですが、定額減税で引ききれない部分が存在するという市民がいらっしやると、そういう場合は調整給付を行う形で支給するということでありますが、その場合、どのような手続が必要なのか、市民の手続なのか、市民に連絡をして手続を市民がお願いするのかと、そのあたりのこと。それから年度途中で徴収方法が変更になる、ちょっと触れられましたが、退職して特別徴収から普通徴収に変更されるとか、それから税額変更となると、そのような途中での変更があった場合は、市民はどのような対応をするのか、そのあたりを教えてください。

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 山口議員の追加の質問にお答えいたします。

まず、調整給付金の支給につきましては、これはもう法律で決定されています。壱岐市といたしましては、その必要経費につきましては、次期議会のほうに提出をさせていただきたいと思っ

ております。

方法としましては、所得税確定後にその対象者、いわゆる所得等々が把握いたしますので、こちらのほうから通知をする形になります。ただし、今のほうにつきましては、その通知によって確認をしろというふうになっておりますので、それにつきましては随時行いたいと考えております。こちらのほうから対象者宛に、それが本当に、例えば扶養になってないかとか、ほかに扶養をとってないかとか、この所得について間違いないだろうとか、もしくは口座振替番号については間違いないだろうかというふうな確認通知を送るようなことを想定いたしております。決定しましたら、次議会のほうで提出をして説明をしたいと考えております。

次に、先ほど、納付書から、特別徴収から普通徴収等々の変更でございますが、これにつきましては、通常の税額の徴収もありますので、その都度対応していきたいと考えておりますので、御承知をお願いしたいと思います。

既に減税がされて、減税が終わっているもの、また途中のもの、それぞれがあると思いますので、その個別に応じてきちっと対応して減税を行いたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最後のところで、年度途中の退職によるそういう徴収方法の変更というのは、退職した本人が窓口に行って申請するという手続がどうしても必要なのかどうか。そのあたりは市民はどういうふうに動けばいいですか。

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 今の方法につきましては、定額減税に対しての届出は要りません。納付方法が変更になるという届出というのは、通知を行いながら行うと思います。特別徴収、退職したという事実のまず届出が必要になってきますので、そういった届出からの手続というふうを考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 次に8番、植村圭司議員。

○議員（8番 植村 圭司君） それでは同じく報告第2号について質問させていただきます。

定額減税につきましては、今、説明がありましたので、内容のほうは大体分かっているところなんですけども、今回の報告につきましては、壱岐市税条例の改正ということで出ております。壱岐市税条例改正はこれ、専決でございますので、3月末の専決処分という話でございますので、4月1日にはもう変わっているんですよね。ですから4月1日でもう変わっていることを今報告しているわけですが、それを市民は今まで知らなかったわけなんですよね。ただここで

初めて聞いて、実は変わっていったという話を今聞いているわけでございまして、1か月間ぐらい周知されていなかったという事実がございます。

そうしますと、その周知の方法について、今後の話なんですけども、ほかの自治体のほうには、4月にもうこの結果、定額減税であるとか、固定資産税の負担の件であるとか、特例とか、そういった延長の措置とかを、もうホームページで出しているんですよね。ですから、こういった市民生活に直結するような内容の改正等があった場合につきましては、条例変更のお知らせを、いつでも、誰でも、簡単に分かりやすく理解できるような表記の方法でホームページに出していただきたいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 8番、植村議員の御質問にお答えします。

専決処分により改正された条例についてのホームページ等の記載についてでございますが、現時点では市としましては、壱岐市議会への報告をもって、6月市報での掲載を準備いたしております。

次に、これまで壱岐市民生活に直結するような条例改正内容につきましては、壱岐市広報紙への掲載等、市民の皆様へのお知らせをし、周知に努めてきたところでございますが、ホームページの掲載によるお知らせにつきましては、今、市議のほうからも御紹介がありましたとおり、今後、他市の事例ややり方等を研究し、協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 御答弁ありがとうございました。そのとおりでございますが、やっていただければと思っております。これは市民部長に限らず、各部長さんの方々、各部署の方々、職員の方々に、ぜひともお願いしたいんですけれども、こういった決まったことであれば速やかに出していただきたいと、分かりやすくホームページで公表していただきたいということを願っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小金丸益明君） よろしいですかね。以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第5. 報告第3号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第5、報告第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係

る専決処分の報告についてを議題とします。

本件についての報告を求めます。吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） 報告第3号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第2号、専決処分書でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されたことに伴い、壱岐市国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要があるため、令和6年3月31日をもって専決処分したものであります。

次のページをお開き願います。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。改正文につきましては、記載のとおりでございます。また、議案関係資料1、改正条例新旧対照表の20ページから21ページに記載をしておりますので、御参照願います。

主な内容でございますが、新旧対照表の20ページをお願いします。

第2条第3項並びに第23条の1項の改正において、国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。国民健康保険税の課税限度額については、国の社会保障と税の一体改革の中で、負担能力に応じた応分の保険税負担を求める方針により、引上げが実施されました。これにより、後期高齢者支援金等課税に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に2万円引上げ、全体の課税限度額は現行104万円から106万円に引き上げる改正を行うものでございます。

次に、新旧対照表20ページの中段から21ページをお願いします。

第23条第1項第2号及び同条同項第3号の改正においては、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得基準額を見直すものでございます。第23条第1項第2号は5割軽減世帯に係る基準額で、被保険者及び同一世帯所属者1人につき29万円から29万5,000円に5,000円を引き上げ、同条同項第3号は2割軽減世帯に係る基準額で、被保険者及び同一世帯所属者1人につき53万5,000円から54万5,000円に1万円を引き上げるものでございます。

改正文に戻りますが、施行期日につきましては附則のとおり令和6年4月1日でございます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。

4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今、専決処分の第2号で説明されましたように、条例改正に関わって、専決処分をされたということでもあります。専決処分の根拠として、壱岐市議会基本条例の第12条第1項、第5号を上げられております。会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正での条例改正での専決であります。

その点で、この地方税法の改正というのは、国のほうでされたということではありますが、地方税法改正、どのような税項目として改定されたのかという点で、幾つか、個人住民税とか、法人住民税とか、いろいろ税のやつがあるんですが、その地方税改正の主な内容にありませんので、この根拠となる法令、3月30日に公布されたことによるというふうに専決処分されていますが、どういう地方税法の改正だったのか教えてください。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。吉田市民部長。

○市民部部长（吉田 博之君） 山口市議の御質問にお答えいたします。

今回、専決処分に至った根拠となる法令は何かということで、先ほど市議のほうからも加えて補足の説明があったとおりでございますが、今回の地方税法の改正につきましては、多種あっておりますが、今回、市のほうで出しました国民健康保険税関係につきましては、今回の税制改革におきましては、被用者保険の仕組みとバランスを考慮しつつ、段階的に引き上げることとされたことを踏まえて、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るために、先ほどお伝えしました改正が行われておる次第でございます。

今回の税制改革につきましては、先ほどの定額減税もしかりでございますが、細かな話をしますと、私立学校の法改正だったりとか、先ほど御説明しました長期優良住宅の延長、固定資産の延長等々があります。能登半島地震改正のほう、都市計画税関係も全て今回の税制改革に入っております。それを踏まえまして、今回、壱岐市の国民健康保険税に改正が必要な部分を改正させていただいている次第でございます。

加えて、市議のほうからも説明がありましたが、3月30日に公布されまして、4月1日からの改正ということで、市議会の基本条例にのっとり専決処分をさせていただいた次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今回の改正の22万円を24万円とか、この5割軽減、7割軽減の基準を変えるという説明でありましたが、この点では、後期高齢者の医療保険の5割軽減、7割軽減の基準は、既に2月の後期高齢者の議会の中で提案されて、後期高齢者の保険料の改定が通っているわけですね。それと同じ内容であるということからいくと、専決処分前に、3月30日の公布じゃなくて、その前に確定していた数字ではないかと思うんですが、そこは後期高

齢と国民健康保険の違いでこういうことが起きるんですか。その辺り、ちょっと説明をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 山口議員の追加の質問にお答えいたしますが、これにつきましては確定といいますか、当然、国のほうも改正を考えるわけでございますから、ある程度の数字というのは固まっていると思っております。

しかしながら、壱岐市としましては、まず公布があって、それをもつての改正というふうを考えておりますので、御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） よろしいですか。以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第6 議案第31号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第6、議案第31号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第31号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今般の法律の改正により、個人番号を利用した情報連携が可能な事務などを規定していた別表第2が法律から削除され、情報連携が可能な事務は特定個人番号利用事務として、また情報連携により提供できる情報は、利用特定個人情報と定義されております。そのため、条例において、

法律の別表第2を引用している部分について、特定個人番号利用事務及び利用特定個人番号の定義を用いて規定するものでございます。

議案関係資料1の22ページから23ページに、改正条例新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

附則といたしまして、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 条例改正のところで触れられていますが、とりわけ1条のところの変更について、法第19条第9号を法第19条第11号に改めると、こういうふうな改正が書かれております。9号については、なぜ9号から11号へ変わるのかと。9号を見ると、「政令を定めるところにより」というようなところが、11号は「条例に定めるところにより」というようなところの変化がありますが、なぜ9号から11号へ変えて、このマイナンバー法ですよ、俗に言われる。この改正によって利用拡大等を進めるということではありますが、なぜ9号が11号に変わり、このことによってどういうことが今までと違ったことが起きるのか、そのあたりを説明していただけますか。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に関する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の御質問でございますけれども、法律の第19条第9号が11号に改正をされているということで、この理由と、そしてこれによって何が変わるのかという御質問であったかと思えます。

まず9号が11号に今回改正をいたしておりますけれども、この改正は平成29年に9号から10号、令和3年に10号から11号に改正をされておりましたけれども、条例の改正ができていなかったことから、今回の改正と併せまして条文の改正を行わせていただいております。

法律の第19条第11号につきましては、地方公共団体の機関がその事務を処理するために必要な限度で、当該地方公共団体の他の機関に特定個人情報を提供するときは条例で定めるところによるものと規定をされておりますので、このことは号番号が変わったということで、内容が特段変わったものではございません。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） よろしいですか。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 今後、そういう意味では、壱岐市としてこのマイナンバーの利用という点で、条例を定めていくという流れができるということによろしいでしょうか。

そういう点で、国はマイナンバーを健康保険証への一体化とか、様々な運転免許証とか、そういうところへの利用を進めておりますし、それから、公金の受取口座の登録促進とか、全てそういうのは、全部自治体の仕事として回ってくると。そういう認識で、今後、幅広く個人情報も含めて、市が扱うということでの整備をするということ考えている。その辺りのお考えを聞かせてください。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の追加の御質問にお答えをいたします。

今、議員が言われましたように、マイナンバーカードへの運転免許証でありますとか、一体化、保険証も含めてですけれども、国において進められております。壱岐市といたしましても、独自のマイナンバーカードを利用した手続をさらに進めて、市民皆様の手続等が簡素化されていけるように、今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） そのようにマイナンバーの利用を拡大するという点で、国が進めるように自治体も進めるというふうな点ですが、その一方で個人情報が漏えいするという点での危機感という点か、そういう点での対応策、考えていらっしゃいますか。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の追加の御質問にお答えをいたします。

山口議員が言われますように、確かに個人情報の漏えい等、リスクがあるということですが、この点につきましては、国において進められている事業でもございますので、国の責任の中でセキュリティー管理は徹底されていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３１号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第３１号については、委員会付託を

省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案第３１号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

マイナンバーカードをめぐるトラブルの多発によって、国民の不信は拡大しております。システムの安心が崩れています。マイナ保険証の強引な利用の押しつけに対して、国民は情報の漏えいの不安や紛失の不安があつて利用が広がっておりません。個人情報保護を置き去りにして利用範囲の拡大は個人情報の侵害を生むこととなります。マイナンバーの利用範囲の拡大によって、個人情報が漏えいし、不正アクセスや本人成りすまし、犯罪等に悪用される例の多発する懸念がされております。マイナンバーの普及利用の促進によって、集積・蓄積された個人の情報が国民の基本的な人権であるプライバシー権の侵害につながり、個人の自由な行動を萎縮させることにもつながりかねません。マイナンバー制度に取り込まれた情報や制度の運用によって、国による国民監視統制の手段として濫用される危険がさらに強まっていると考えます。個人情報利用政策は国民の基本的な人権をないがしろにしております。個人情報の収集・利用に関する仕組みを民主的にコントロールすることを求めて反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３１号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 3 2 号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第 7、議案第 3 2 号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。草合保健環境部長。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇〕

○保健環境部部長（草合 正吉君） 議案第 3 2 号について御説明申し上げます。

議案第32号壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、国民健康保険事業の将来にわたる円滑な財政運営を持続的に確保することを目的に、国民健康保険税率等を一部改正する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

国民健康保険事業につきましては、全国的に財政の悪化が進んでいたことから、平成30年度に安定的な財政状況や効率的な事業の推進等、制度の安定化を図ることを目的に大幅な制度改正が行われ、長崎県が国保財政運営の責任を担い、運営方針を定め、市町と連携し、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。

壱岐市におきましても、県の運営方針に基づき、平成30年に国保税算定方式の見直しを含めた税率改正を行い、令和5年度まで、被保険者の負担軽減のため、国保財政調整基金からの繰入れを行ってまいりましたが、新型コロナの影響もあり、経済状況も好転に至らず、個人所得の減少、高齢化の進展、1人当たりの医療費の増加や被保険者の減少など、厳しい状況が続いております。このような状況から、決算補填の財源としておりました国保財政調整基金や見込まれる保険税収入の減少、昨今の国保情勢などを総合的に判断し、令和6年度の個人所得による試算の結果により、税率改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

資料1、改正条例新旧対照表の24ページをお開き願います。新旧対照表にて説明をさせていただきます。左が現行、右が改正案でございます。

初めに、第3条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額で、現行の算定率を100分の8.2から100分の8.5に改めるものでございます。

第4条は、被保険者均等割額で、1人について2万2,500円を2万2,100円に改めるものでございます。

次の25ページをお開きください。

第5条は、世帯別均等割額で、特定世帯及び特定継続世帯を除く世帯の額2万2,300円を2万1,600円に、同条第2号、特定世帯の額1万1,150円を1万800円に、同条第3号特定継続世帯の額1万6,725円を1万6,200円に、第6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、100分の2.96を100分の3.7に、第7条は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額で8,200円を9,800円に、第7条の2第1号は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の額8,000円を9,300円に、同条第2号特定世帯の額4,000円を4,650円に、同条第3号特定世帯継続世帯の額6,000円を6,975円に、第8条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の算定率を

100分の2.36を100分の3に改めるものでございます。

次の26ページをお開きください。

第9条は、介護給付金課税被保険者に係る均等割額で、1人について9,700円を1万1,000円に、第9条の2は介護給付金課税被保険者に係る世帯別平等割額4,800円を7,300円に改めるものでございます。

次に、第23条国民健康保険税の減税についてでございます。資料は26ページから31ページになります。

27ページをお開きください。

23条は、これまで説明をいたしました改正後の軽減額、7割軽減額、5割軽減額、2割軽減額を改正するものでございます。壱岐市での減額対象でございますが、7割軽減が約33%、5割軽減が約19%、2割軽減が約14%であり、被保険者の全体の66%の方が減額の対象となる見込みでございます。なお、減額分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の割合で負担し、補填するようになっております。

ここで、資料2を御覧ください。1ページから11ページは、令和6年2月に配付をいたしました資料でございます。

10ページを御覧ください。10ページは、壱岐市国民健康保険税率等の平成25年度からの推移でございます。今回の改正による税率を、令和6年度表の一番右に記入をいたしております。

次の11ページをお開きください。令和5年度における県内の税率の一覧でございます。黄色で着色した部分が、壱岐市の1人当たりの保険料額及び県内の平均額となっております。また、下の枠は、今回、改正後の額を記載いたしております。

次の12ページをお開きください。上の表は、今回の改正内容を令和5年度、6年度と比較し、表にしたものでございます。右の欄に該当条項を説明しております。下の表は、モデル世帯における計算例を4で計算しております。

改正の内容の説明は以上でございますが、附則といたしまして、施行期日は交付の日からとし、令和6年4月1日から適用し、適用区分といたしまして、この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、従前の例によると経過措置を設けております。今回の改正につきましては、国民健康保険税の算定方法により、高齢化等によって見込まれる被保険者の減少や、1人当たりの医療費が増加傾向にあるなどを踏まえるとともに、被保険者の負担額が適正になるよう設定をいたしました。

国は、被保険者が減少している国保において、保険料水準の平準化に向け、しっかり取り組んでいくことが重要であるという認識の下、取組が進められております。

壱岐市におきましても、今後、国民健康保険税事業について市民皆様へ周知していくとともに、国保運営健全化へ向けて引き続き国保税の収納率の向上や、効果的な保険事業の強化による生活習慣病の予防をはじめ、健診や健康運動教室への参加を広く呼びかけ、将来にわたって医療費が削減できる仕組みづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、議案第32号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[保健環境部部長（草合 正吉君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今、説明がありました。国保税の状況は極めて市民にとって深刻な事態であると思います。3月の予算委員会でも言いましたが、国保税の納入税は、もうかなり市民生活の中では大変高額になっているという認識であると思うんですが、その点で、今回、後で財政状況ということで資料を追加で出させていただいて、まさにこの負担増、医療分、後期高齢者の支援分、それから介護分についても、全てにわたって値上げしたということですよ。これまでの6年間はできるだけ負担をないようにというようなことでの値上げ幅だったのに対して、この大幅な引上げ、これで市が言う、財政運営上は円滑かもしれないけれども、市民生活は円滑になっていくのかという不安が考えられるわけですが、その点、適正だと、この税額は。そういうふうにお考えなんですか。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。草合保健環境部部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） ただいまの山口議員の御質問にお答えいたします。

資料1の8ページに、国民健康保険税の算定方式を示しております。この方式に基づきまして、適正に算定したものと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この国が定めた算定方法で、機械的に算定したら確かに出るかもしれないですけども、その中で市がやるべきことですよね。これまでは一般会計からの繰入れとか、それから基金からの繰入れ等を行ってきて、極力負担の増を抑えてきたという点から言っ、今回はそれが一切ないと、特に基金の繰入れがないと、基金がなくなったという形での3月の予算でも言われましたが、今後、基金がなくなったらもうこれで終わりだということで、市は何の対応もしないんでしょうか。そのあたりがしっかりしなければ、この算定基準をそのまま当てはめれば、毎年のようにどんどん上げざるを得ないんじゃないかなと思いますが、この算定基準を盾にじゃなくて、やっぱり市民生活、市民の経済状況も含めた保険料の適正化という括弧つきの適正だと思いますが、そのあたりのお考えはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） ただいまの山口議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険税につきましては、その事業に要する費用を、その年度の保険料によって賄うようになっております。これは御承知かと思いますが、その上で、先ほど申しましたように、壱岐市といたしましては収納率の向上はもとより、保険事業につきまして、効果的な保険事業の強化によりまして、生活習慣病の予防をはじめ、健診や運動教室によって、その歳出のほうを抑えていくという事業に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、今回の算定額によりまして、毎年400万円ほどの基金を積み立てていく予定としております。現在の基金の残高が、令和6年5月末の基金の残高につきましては1,972万4,000円を見込んでおります。この基金と今後の税の改正によりまして、毎年積み立てていくものを原資として健全な運営を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） これだけ高い保険料だと受診控えが増えて、病気を悪化してからじゃないと市民は病院にかからないというような悪循環が生まれる可能性もあります。そうなれば、ますます医療給付は増えていくわけですから、ますます保険料が上がるということになりますよね。確かに健康づくり等で病院にかからないようにする、そういう取組をもっとすべきであるし、今までやってきたわけですがけれども、どうしても高齢化が進む、高齢者が増えれば医療費がかかる。これはしょうがないわけですから、それはしっかり状況に合わせてやるべきだというふうに一層取組をね。毎年400万円の積立でやっていくと。これまで基金からの繰入れは3,600万円とか3,000万円とか、そのあたりをずっと繰り返してやってきたわけですから、じゃあ3,000万円になるまで待つのかということ、その間、値上げをせざるを得ないということにつながっていくわけですから、それは400万円の積立では間に合わない。それも長期的な展望ではなおさらだめだと思います。その点で抜本的な国保財政の、市としての、値上げじゃなくて、市民の負担をなくした、なくす方向での取組はできないのか。国が根本的に問題だと思いますけれども、市でできることを検討すべきだと思いますが、どうですか。

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） ただいま追加の御質問をいただきました。お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在の健康事業に加えまして、現在取り組んでおりますのが生活習慣病になる前の予防対策、あと介護になる前の事前の対策というものに取り組んでおります。そういった事前の取組を増やすことで、重症者といえますか、介護保険とか、生活習慣病の、そういった本格的になる前の対策を進めてまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（小金丸益明君） 次に、8番、植村圭司議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 続きまして、質問をしたいと思ったんですけども、議長にお伺いしたいんですが、通告している内容が説明内容にあったんですけども、通告していない質問をしても構わないかどうかお伺いしたいんですが。どうでしょうか。終わってからで、またもう1回、質問していいですか。通告終わってからもう1回、質問していいですか。今、通告の質問した内容が、説明があったんです。

○議長（小金丸益明君） 通告は1回終わりますね、そしたら。

○議員（8番 植村 圭司君） そうですね。1回終わってからですね。

○議長（小金丸益明君） 座ってください。通告を優先にします。

次に、3番、武原由里子議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今回の御説明がありましたが、国民健康保険税の金額変更に伴う市民への分かりやすい広報についてお尋ねいたします。

昨年度もB5版の黄色の用紙が一緒に同封されておりましたが、今後もそのような形で広報されるのか、スケジュールと広報手段についてお答えください。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） 3番、武原由里子議員の御質問にお答えいたします。

今回の国保税の税率変更についての広報でございますが、議決後、準備が整い次第、市のホームページで掲載できるよう進めてまいります。掲載内容につきましては、市民の皆様に分かりやすいように、国保税率の改定が必要となる理由と、その資料、変更になった税率、税額等の比較、国保税の算定の例を数パターン掲載することといたしております。また、広報いき7月号へ同様の内容で掲載することとしております。そのほかケーブルテレビ、誘導としてLINE等を利用した広報を行います。国民健康保険の被保険者の方々には、国保税の納付書、課税明細書を送付する際に、改正内容及び課税明細書の見方についてチラシを作成し、同封することとしていたしております。いずれにしましても、他の自治体の広報を参考にするなど、市民の方へ分かりやすい広報に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） まずホームページ、広報いき、ケーブルテレビ、LINE等の全ての広報手段を使うということだったのですが、あと、一番危惧しておりますのが、さっき、言いましたように、対象者への個別のチラシですね、あれが相当小さく、B5版の両面でした、昨年度。あれをもう少し見やすく、もともと内容も分かりづらいですので、はっきりと見やすく読

ませるような、伝え方の問題だと思うんですが、そのあたりもちょっと工夫していただきながら、市民への広報をお願いいたします。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 答弁要りませんね。

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 先ほど失礼しました。通告していた内容があったんですけども、ちょっと書いているんですけど、この議案にかかわらず、資料提出が遅かったんですよ。質問通告は先週の23日までにということだったんですけども、出てきた資料が24日だったのです。それで24日の時点では分かったのですが、通告内容は、1人当たりの健康保険料水準、保険税の水準が壱岐市の場合、県内でどの程度なのかという質問をしていたのですが、変更前が21市町のうちの17番目だったものが、今回の改正で11番目になったということでしたが、それでよろしいですか。確認ですが。11番目になっています。ですから、上から17番目だったものが11番目にまで、壱岐市の市民の1人当たりの国民健康保険税が上がるという改正になっております。

それで、そこまでは今、お話があったのですが、来年度以降ですね。今回改正があったのは、財源が補填していたものがなくなってしまったということですので、財源がないという状態のまま、今、算定がありました。さっきも説明があったんですけども、その算定した内容につきましては、今後、毎年算定をし直すのか、それとも一定、今回の算定額で数年通して、また改めてやろうとするのか、健康保険の事業の内容とかで変わってくるかもしれないのだけれども、今後の方針をどういうふうにお考えなのか、教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） ただいまの植村議員の御質問にお答えをいたします。

今回の税率、税額等の改正によりましては、数年間の将来といえますか、3年程度の期間は賄える予定で計算をいたしております。それと長崎県の国保運営のほうでは3年ごとに方針が策定されております。この策定の中で、そういった状況、変化、社会の変化等が加味されて、保険料水準の議論がなされると思っておりますので、将来的にはそういった中で検討されていくのを、市町村のほうでも検討していくという形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。3年程度は現在の算定でいきたいという

ふうなお話でございましたので、なるべくそういうふうになっていくようにしていただきたいところなんですけれども、先ほど申されましたその健康保険の事業ですね、これが介護保険事業であるとか、様々ありますけれども、健康については、市民の皆さんから留意していただけるように、私たちとしましてもフレイル予防のほうを強化するように提案をしておりますので、そこに御留意いただきまして、今後、保険税が上がらないように事業を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、あと市長のほうにお伺いしたいんですけども、資料がこうやって遅いと、我々議員としても市民から負託を受けて考えなきゃいけない立場でありますので、検討する時間がございません。議案提出時に併せて資料をそろえていただきますよう要望いたしますので、と言いますか、絶対やっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（小金丸益明君） 答弁いいですね。篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 植村議員の御質問、御要望についてお答えさせていただきます。資料等につきましては、今後、議員の皆様にお配りできるように検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） よろしいですか。いいですか。植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 配付ということだったんですが、提案日までに、提案と同時に配付をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いします。強調しておきます。提案日にそろえて資料を出していただきたいということで、以上です。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時20分とします。

午前11時14分休憩

午前11時20分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。休憩前に引き続き議案審議を続けます。

お諮りします。議案第32号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案第３２号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

国民健康保険の被保険者の多くが、農業、漁業の従事者、年金生活者で所得は高くありません。また、長引く経済の不況の中で収入は減り、物価の高騰で市民生活の苦境が広がっております。そんな中で、今回の国保税の引上げは、市民に大きな負担を押し付けるものとなります。円安や原油高などによる家計の負担が、今年は前年比１０万円増となると新聞は報じております。長引く物価高騰により、介護・医療保険の値上げが追い打ちをかけるものになっています。今回の国保税の引上げは、これまでになく大きな引上げとなっているのは、市民の生活実態を見ないやり方で大問題だと考えます。

市は、今回の大幅値上げの理由を、国民健康保険事業の将来にわたる円滑な財政運営を確保するためとして国保税の引上げをすとしてしています。しかし、世帯数、被保険者数の減少、市民の所得の減少、低さ、一方で所得の１割から２割の負担となる引上げは、国保税を払いたくても払えない。病院の窓口での負担を考えて病院へ行くのも控えるという状況を広げることになりかねません。病院へ行けない市民を増やし、市民の命の危機を増やすばかりです。市民の命を削る国民健康保険事業は、持続どころか破綻の道を進んでいると言えます。自治体の役割は、市民全体の福利向上を目指すことに逆行していると言えます。誰一人取り残さないと宣言する壱岐市としての責任が問われています。基金が底をついたので、基金からの繰入れをなしにして市民に負担をお願いする。市民に負担を押しつけることを続けることは許されません。国は国庫負担の割合を広げるべきです。また、壱岐市は将来を見据えて、一般会計からの繰入れや基金の積立てを行い、市民の負担軽減を抜本的に行うことをやらなければなりません。命が守られ、安心して生活できる壱岐市にするため、国民健康保険事業への転換を求めて、反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３２号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

日程第８．議案第３３号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第８、議案第３３号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第33号損害賠償の額の決定について、御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

1、損害賠償の相手方は、壱岐市芦辺町個人ほか2名。

2、損害賠償の額は17万9,726円でございます。

3、損害賠償の理由でございますが、市内にある危険家屋の所有者が死亡していたため、市において相続人を調査し、空き家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定に基づき、空き家等の適正管理の助言・指導について文書で通知をいたしました。これに対し、通知を受理した相続人のうち3名が相続放棄の手続を司法書士へ依頼したところ、当該3名は相続人ではないことが判明したため、損害賠償の相手方が司法書士に依頼した費用を賠償するものでございます。

提案理由でございますが、損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。本件の相手方である関係者皆様並びに市民皆様に御心配、御迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後は、このような誤りが発生しないよう、再発防止に努める所存でございます。

以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今の説明ですが、3人の議員から質問趣旨が出ていて、同様な質問であるし、誰が考えてもこのような事件がなぜ起きたのか、このなぜというのに一切答えないで、賠償責任金額だけを、そこがはっきりしていると。そのあたり、ちょっと説明としては不親切過ぎません。もっとはっきり、なぜこのようなことが起きたのか。なおかつ、今後こういうことはないようにこうしたいんだと、そこまで答えて、この議決をお願いするのが筋じゃないですか。そのあたり、説明できないんですか。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

ただいま言われました、原因とその後の対策等について答弁をするべきじゃないか、お答えをするべきじゃないかということでございましたけれども、議案の上程理由といたしまして御説明

をさせていただきまして、3名の方から同様の質疑もいただいておりますので、その中でお答えをするということで考えておりましたので、提案の段階ではお話をしなかったということでございます。

通告をいただいておりますので、その点につきまして説明をさせていただきます。

今回の事案が起きた原因はという御質問でございました。本事案の危険家屋の所有者が死亡されていたため、市において相続人を調査し、相続人と判断した方々に対し、空き家の適正管理に関する助言・指導の文書を通知いたしました。その後、今回の損害賠償の相手方から相続放棄の手続の依頼を受けられた司法書士からの指摘によりまして再調査をいたしましたところ、本市が相続人と判断した方より相続順位の高い相続人が別に存在することが判明いたしました。今回の事案が起きた原因といたしましては、相続人を調査するに当たり、調査不足及び確認不足が原因であると考えております。

調査不足及び確認不足の内容を端的に申し上げますと、相続人を調査する過程において、本籍地となっていた市外の役所から戸籍を取り寄せるなどの調査を行っておりましたが、取り寄せた転籍後の戸籍は戸籍法改正による電子化された記録でありました。転籍後の戸籍の経過は電子化された記録のみでは確認ができない場合もあるため、本来ならば電子化前の改正原戸籍も取り寄せ、併せて調査する必要がございましたが、この調査が不足していたものでございます。相続人の調査は専門的な知識が必要であり、事案によっては調査の対象が多岐にわたり複雑な事務となるケースもございます。しかしながら、今回のような事案はあってはならず、今後、再発防止に努めてまいります。

具体的な再発防止策といたしましては、専門的な知識が必要となる相続人の調査を外部委託することができないか検討をしているところであり、正式ではございませんけれども、長崎県司法書士会壱岐支部様に相続人調査の一部、もしくは全部を委託することができないかなど事前の相談を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後このような事案が発生することのないよう、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最初に、ある程度の説明的なことはした上で、議案説明の中に入れておくべきだから。聞かれてからしか答えないと、そういう感じを受けますので、そうではなくて、やっぱりきちんと原因はこういうふうでという一連の経過を含めた説明はあってしかるべきだと、その上に立って、じゃあということで、こちらは質問を深めて、今後、再発防止についてやっぱりしっかり議論をすると、そのような議会の内容の深まりをしていただくような資料の

提出が必要だと思えます。こちらも3回しか聞けないわけですから、4回、5回と聞けるなら、そうやって何度でもいいですけども、そのあたりの資料の提出、それから今の調査不足と、それから確認不足というようなことであったということですが、その、相続人と言われる方に送って、その方たちとのいろいろ面談とかそういうことをすれば、いや、僕らよりもっと親戚があるよとか、そういう情報不足も解消できるのではないかということも思って、なんかあり得ないようなことなんですけど、そのあたりの調査不足についての、やっぱり人員不足なのか、専門的な知識の不足というふうに言われますが、そのあたりは市の職員としてはやっぱり専門性のもとに進むべきだと思えます。そのあたりもう一度お答え願えますか。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の追加の御質問にお答えをいたします。

調査不足ということで、それと確認不足ということで、今回の原因はお話をさせていただいておりますけれども、やはり確認不足、その作成をした職員、そしてその上司にあたる者のダブルチェックが働いていなかったということが原因にあらうかというふうに考えておりますので、その辺の改善を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員、いいですか。

次に、3番、武原由里子議員。

○議員（3番 武原由里子君） ある程度、説明していただきましたので、今の再発防止策についてお尋ねいたします。

市において、相続人を調査した、その調査不足、確認不足という御説明でした。また、作成した職員とそれをチェックする上司のダブルチェック、それも機能していなかったということだと思わんですが、そこで専門的知識、外部委託等を考えたいということでの説明だったと思えます。やはりこれはあってはならないことだと私も感じました。市の職員さんもプロですので、やはりすごい勉強されながら専門知識も、やはりただ任せるのではなく、自分たちも法律も変わっていきますので、しっかりと勉強されながらやっていただきたいと思えます。これはどこが担当になるんですか、実際には。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 武原議員の御質問にお答えをいたします。

空き家に関しましては、今回の事案は空き家の対応ということで、空き家の担当部署は危機管理課というところになります。危機管理課のほうで地元からの要望等を受けまして、その後、相続人の調査ということになるんですけども、その段階で、相続、戸籍に詳しい職員がおります管財課のほうに業務をお願いをして、管財課のほうで相続関係図を作成をします。そしてその結

果を、完成品を、相関図だけを危機管理課のほうに戻して、そしてその後の手続きを進めるというようにやっております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 分かりました。危機管理課から管財課へということだったんですよね。だから、やはりこれは、そういう流れを一応、そういうシステムとして作っていただきながら、どこに外部の専門家を入れるとか、やっぱりこれを機にしっかりと再発防止策を、誰がその担当になっても分かるようなシステムを作っていただきたいと思います。よろしく願います。ちょっと意気込みをよろしく願います。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 武原議員の御意見を参考にさせていただきながら、まずもっては、そういう相続に係る部署もまだほかにもございますので、まずは単独でのそういう戸籍の研修会などを職員に行いたいというふうに思っております。そして今言われましたような、内部での部署がどこがチェックをするんだとかいうようなものも確立をしていきたいと。そして必要な部分については、外部のお力をお借りしながら、今後このようなことがないように進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願います。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号損害賠償の額の決定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 同意第4号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第9、同意第4号壱岐市固定資産評価員の選任についてを議題とします。

ここで、中上副市長の退場を求めます。

〔副市長（中上 良二君） 退場〕

○議長（小金丸益明君） 提案理由の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 同意第4号の御説明を申し上げます。

壱岐市固定資産評価員の選任について、次の者を壱岐市固定資産評価員に選任する。本日の提出でございます。

住所、壱岐市郷ノ浦町田中触977番地10、氏名、中上良二。生年月日、昭和42年9月12日。

提案理由でございますが、固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条の規定により、議会の同意を得る必要がございます。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 中上さんは副市長という立場であります。副市長という立場の上に立った評価員というのを選任なのか、別に一般の市民であってもいいんじゃないかなど。固定資産税に関わるその業務は市がやるわけですから、そういう意味で市の副市長がこの評価員に選任されて、不都合というか、疑念というか、そのあたりはないというふうな判断をしているということですか。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 山口議員の御質問についてお答えさせていただきます。

今回、固定資産評価員につきましては、1名の選任となっております。議員御承知のとおり、実際に現場に出向くのは固定資産評価補助員という者がございます。こちらにつきましては、民間の方8名、そして市の税務の担当者で行っております。今回の固定資産評価員につきましては、この皆様の意見を聞いて集約するという立場上、副市長ということで、旧4町合併の当時よりなっております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、同意第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第4号壱岐市固定資産評価員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、同意第4号は、同意することに決定いたしました。

ここで、中上副市長の入場を許可いたします。

〔副市長（中上 良二君） 入場〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、予定された議案は終了いたしました。この際、お諮りします。

5月第2回会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和6年壱岐市議会定例会5月第2回会議を終了します。

本日はこれにて散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午前11時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 山川 忠久

署名議員 植村 圭司